

# 第 36 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 2 年 5 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 役 所 2 0 3 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	9 時 25 分					
会 長	大 関 守 宏		会長代理	菱 澤 隆 夫 ・ 吉 田 勇 次 郎		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	竹 井 好 行	出○席 欠席	9	島 田 勇	出○席 欠席
	2	吉 田 勇 次 郎	出○席 欠席	10	長 谷 川 浩 一	出○席 欠席
	3	國 島 健 一	出○席 欠席	11	金 子 久 男	出○席 欠席
	4	松 崎 誠	出○席 欠席	12	菱 澤 隆 夫	出○席 欠席
	5	小 川 洋 一	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	藤 間 光 治	出○席 欠席			
	7	新 井 健 一	出○席 欠席			
8	大 関 守 宏	出○席 欠席				

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪	坂田晃朗	出席 欠〇席
	②			⑫	細村研次	出〇席 欠席
	③			⑬		
	④	浜山陽子	出〇席 欠席	⑭	小川勢津雄	出〇席 欠席
	⑤	中村賢一	出〇席 欠席	⑮		
	⑥	野中 實	出〇席 欠席	⑯		
	⑦	赤羽修一	出〇席 欠席	⑰		
	⑧			⑱	高橋秀雄	出〇席 欠席
	⑨			⑲		
	⑩			⑳	田島 等	出〇席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
		（新型コロナウイルス感染症対策により、議案説明の簡略化を報告）
3 議長選出	事務局長	農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告
		（会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の	議長	議事録署名人は議長において指名することよろしいでしょうか。
選出	議長	（異議なし）
		それでは、議長から指名いたします。
		菱澤 隆夫 委員、宮崎 薫 委員のご両名をお願いいたします。
		それでは、これより議事に入ります。
5 議事		はじめに、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題と
『議案第1号』		いたします。
農地法第3条第1項		なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31
の規定による許可申請		条の規定により議事参与の制限が適用されますので、赤羽修一委員には、一時退席をお願いいたします。
書に対する審議につい	議長	（赤羽委員一時退席）
て	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。
		議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
		議案書の1ページをお願いいたします。
		議案書の進行番号1、2番とも、さいたま市在住の〇〇〇〇さんが所有する土地を、それぞれ、犬塚地内
		で農業を営んでいる〇〇〇〇さん、〇〇〇さんが、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行お
		うとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページから3ページをご覧ください。全て北河原用水と県道行田停車場
		酒巻線の上に位置する犬塚地内の農地でございます。
		事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも
		許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	以上、説明とさせていただきます。
		事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いい
		たします。推進委員の皆様もご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。
		（なし）

『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 赤羽修一委員の入室を求めます。 (赤羽委員入室)
	議長	赤羽修一委員に申し上げます。議案第1号は原案のとおり承認されました。 次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。
	事務局次長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページ中段をお願いいたします。 進行番号1は、長野で農業を営んでいる〇〇〇さんの自宅進入路部分が農地法の手続きをとっていないことが判明したため、今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、生活をしていくうえで進入路は必要不可欠であり、転用することによる周囲への影響もないことから、転用はやむを得ないものと思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。〇〇〇の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。 進行番号2は、南河原で農業を営んでいる〇〇〇さんが、農業用施設、具体的にはしいたけ栽培のハウスですが、このハウスを建築したいとして申請があったものでございます。申請地は、昨年11月、当委員会でご審議頂き、12月に用途区分変更も認められておりますことから申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道北河原熊谷線の北に位置する南河原地内の集落内農地でございます。 以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、吉田委員にご報告をお願いいたします。
吉田委員	去る5月20日、私と國島委員並びに事務局職員2名におきまして、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく	

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て</p>	議長	<p>お願いいたします。 事務局から議案第 2 号についての説明並びに吉田勇次郎委員から現地調査の報告がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
	議長	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p>
	事務局次長	<p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 はじめに、総会前に議案書と位置図を差し替えさせていただきましたが、理由としましては、この議案第 3 号で審議予定でありました進行番号 7 について、土地に利用権が設定されておりまして、その解約をする書類の提出が間に合いませんでしたので、今回の議案から削除したものでございます。お手数をお掛けして申し訳ありませんでした。 それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明いたします。 議案書の 1 ページ下段をお願いいたします。 進行番号 1 は、現在、白川戸地内のアパートに居住する〇〇〇〇さん夫妻が、現在の間取りでは手狭になってきたことから、父親が所有する土地を、使用貸借により住宅を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 場所につきましては、位置図の 6 ページをご覧ください。特別養護老人ホーム〇〇〇〇の南東に位置する白川戸地内の集落に接する農地でございます。 次に、議案書の 2 ページをお願いいたします。 進行番号 2 でございますが、野地内の実家に居住する〇〇〇〇さんが、結婚を機に、祖父が所有する土地を、使用貸借により住宅を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。満願寺の西に位置する野地内の集落内農地でございます。 進行番号 3 は、南河原地内のアパートに居住する〇〇〇〇さんが、実家の稼業を継ぐため、実家近隣の〇</p>

		<p>〇〇〇さんが所有する土地について、売買により住宅を建築するための敷地にしたいとして申請があったもので、こちらにつきましては、昨年5月、当委員会において農振除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。北河原用水の南に位置する酒巻地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>進行番号4は、齋条地内で義理の両親と同居している〇〇〇〇さんが、子供の成長により手狭となってきたことから、義理の父が所有する土地について、贈与により住宅及び車庫を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。旧県道行田市停車場酒巻線に接する齋条地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>進行番号5は、渡柳の〇〇〇さんが、お寺の駐車場がなく非常に困窮していたことから、近隣の〇〇〇さんが所有する土地について、賃貸借により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。国道17号バイパスの東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>進行番号6は、若小玉地内で土建業を営んでいる有限会社 〇〇〇〇〇〇さんが、現在使用している残土置場が手狭であり、又、両隣の居住者に振動・騒音等で迷惑をかけていることもあって、羽生市在住の〇〇〇〇〇〇さん及び下須戸在住の〇〇〇〇さんが所有する土地について、賃貸借により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。星川の南側に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、國島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る5月20日、私と吉田委員並びに事務局職員2名におきまして、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明並びに国島健一委員から現地調査の報告がございました。</p> <p>何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を</p>
	國島委員	
	議長	
	議長	

<p>『議案第 4 号』 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>議長</p> <p>事務局次長</p> <p>議長</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 4 号』農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 4 号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いいたします。</p> <p>(1) 軽微変更と (2) 重要変更の進行番号 1 は、同一人からの申請でございまして、南河原地内で農家を営んでいる〇〇〇〇さんが、自宅に隣接する土地について、農業用施設用地と住宅敷地への進入路にしたいとして、農用地からの除外の申し出があったものでございます。</p> <p>2 件とも、追認案件でありまして、軽微変更の方が、現在利用している農業用倉庫と、もみ殻を運搬する農業用の進入路部分について、重要変更の方が住宅敷地への進入路でございしますが、どちらの案件も、今後、農業を営むうえで必要な施設等であり、農業振興地域整備計画の変更後においても、土地利用上及び農用地利用計画等に支障はないことから除外もやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 12 ページをご覧ください。左側の斜線部分が農業用施設、右側の細長い斜線部分が進入路で、県道上中条斎条線の北に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、重要変更の進行番号 2 でございますが、小見地内に居住する〇〇〇〇さんが、現居住地を 2024 年 11 月までに返却しなければならぬため、今後のことを考慮し、自己所有地に住宅を建築したいとして、農用地からの除外の申し出があったものでございます。本件につきましては、自己所有地のうち、申し出があった土地以外、住宅敷地として利用できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 13 ページをご覧ください。国道 125 号バイパスの北に位置する小見地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 4 号についての説明がございました。ご意見・ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
--	----------------------------------	---

『議案第5号』 農用地利用集積計画 について	議長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。 次に、『議案第5号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。 なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。竹井好行委員、藤間光治委員、赤羽修一委員には、一時退席をお願いいたします。 (竹井委員、藤間委員、赤羽委員一時退席)
	議長 事務局次長	事務局より説明をいたさせます。 議案第5号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 別冊の議案第5号「農用地利用集積計画について」をご覧ください。件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、資料最終の34ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。ページ右側の小計の欄の数値のみ読み上げさせていただきます。 はじめに、1年から4年の期間設定につきましては、賃貸借の計が、38件、13万407㎡、使用貸借の計が、6件、1万4,695㎡でございます。 次に、5年から8年の期間設定につきましては、賃貸借の計が102件、37万7,110㎡、使用貸借の計が、19件、2万8,808㎡でございます。 次に9年以上の期間設定につきましては、賃貸借の計が、66件、23万1,049㎡、使用貸借の計が、28件、8万6,816㎡でございます。 最後に、申し出のあった総件数としまして、259件、86万8,885㎡となっております。 以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。事務局から議案第5号についての説明がございました。ご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。 (なし)
	議長	ご意見・ご質問がないようですので、議案第5号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。 退席した委員の入室を求めます。

<p>『議案第 6 号』 農地利用最適化推進委員の決定について</p>	<p>議長</p>	<p>(竹井委員、藤間委員、赤羽委員入室) 退席した委員に申し上げます。議案第 5 号は、原案のとおり承認されました。 次に、『議案第 6 号』農地利用最適化推進委員の決定について、を議題といたします。 なお、この案件は、農業委員みずからが関係する案件でございます。松崎誠委員、浜山陽子委員、野中實委員、赤羽修一委員、小川勢津雄委員には、一時退席をお願いいたします。 (松崎委員、浜山委員、野中委員、赤羽委員、小川委員一時退席)</p>
	<p>議長</p>	<p>過日、推進委員選考委員会を開催し、候補者を選考しておりますので、選考委員会を代表して委澤会長代理にご報告をお願いいたします。</p>
	<p>委澤委員</p>	<p>農地利用最適化推進委員選考委員会の選考結果についてご報告いたします。 去る 4 月 28 日に選考委員会を開催いたしました。厳正な審査の結果、農地利用最適化推進委員候補者は、配布いたしました一覧表に示す 20 人でございます。委員の皆様におかれましては、慎重審議の上、同意されますようよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>委澤会長代理からご報告がございました。何かご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>特にご意見・ご質問がないようでございますので、議案第 6 号につきましては、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>報告事項</p>	<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。議案第 6 号は原案のとおり承認することといたします。 退席した委員の入室を求めます。 (松崎委員、浜山委員、野中委員、赤羽委員、小川委員入室)</p>
	<p>議長</p>	<p>退席した委員に申し上げます。議案第 6 号は、原案のとおり承認されました。 なお、委嘱状の交付は次期農業委員会が行いますのでご了承ください。 次に、報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	<p>主任</p>	<p>議案書 4 ページをお願いいたします。 (1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。8 件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。</p>

6 その他	議長	<p>事務局から報告事項についてのご説明がございました。報告事項となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、すべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」への意見について</li> <li>・令和3年度農林関係税制改正に関する要望について</li> <li>・令和元年度農業委員クラブ収支決算について</li> <li>・「緑の羽根募金」の協力依頼について</li> </ul>
7 閉会	事務局長 主任	<p>事務局から報告事項についてのご説明がございました。報告事項となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、すべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」への意見について</li> <li>・令和3年度農林関係税制改正に関する要望について</li> <li>・令和元年度農業委員クラブ収支決算について</li> <li>・「緑の羽根募金」の協力依頼について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第36回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:25)</p>